

2019年3月25日

最上町若者定住促進住宅取得支援補助金及び 最上町空き家情報登録制度利活用購入補助金をサポート ～住宅金融支援機構と連携した取組み～

株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市、頭取：上野 雅史）は、最上町（町長：高橋 重美）と独立行政法人住宅金融支援機構（理事長：加藤 利男）が締結した協定（【フラット35】子育て支援型・地域活性化型に係る相互協力に関する協定）に対する側面支援を下記のとおり実施いたします。

最上町で子育てや移住を目的に【フラット35】をご利用いただくお客さまに対し、定率型取扱手数料の料率引き下げを実施いたします。

当行は、地域とともに発展する銀行として、若年子育て世代の移住・定住促進を含めた地方創生支援を積極的に行ってまいります。

記

1. 対象商品

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用される方

2. 取扱手数料引き下げ内容

融資実行時点にいただく定率型取扱手数料の料率を基準料率（2.16%）*より0.216%引き下げいたします。

※2019年9月30日（月）までにお申込みいただいた場合の基準料率となります。

◎定率型取扱手数料は、ご融資金額×2.16%が基準となります。

◎料率はすべて消費税込みの表示となります。

（ご参考）定額型取扱手数料は、変更ございません。

借入金額1,000万円未満：54,000円、1,000万円以上：75,600円（2019年3月25日時点）

◎手数料はすべて消費税込みの表示となります。

3. 取扱開始日

2019年3月25日（月）

以上

本件に関するお問い合わせ先

営業推進部 支店統括グループ 丹野・吉野 TEL：023-626-9003